

よくある質問（あはき）

No.	質 問	回 答
1	10日が土曜日等の場合、申請書の受付は行っていますか。	申請書の受付は毎月10日までとなっています。ただし、10日が土・日・祝の場合は、受付を行います。 受付時間はいずれの日も午前8時半から午後5時までです。 郵送の場合も10日必着となっていますので、ご注意ください。（普通郵便についてはお届け日が以前より数日遅くなっていますので、余裕をもって送付してください。） ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「診療報酬請求書等の提出について」に年間の申請書提出日を掲載していますので、ご参照ください。
2	申請書の編綴方法を教えてください。	ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「診療報酬請求書等の編綴方法について」→「はり師・きゅう師の療養費支給申請書編綴方法」に申請書の編綴方法を掲載していますので、ご参照ください。
3	提出済の申請書を返してもらう方法を教えてください。	ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「様式集」→「あはき様式集」の「鍼灸マッサージ施術療養費支給申請書取下げ依頼書」をダウンロードし必要事項を記入のうえ送付してください。
4	返戻となった申請書について。	資格など、被保険者情報に関することは、該当保険者へお尋ねください。 問い合わせ先については、返戻付せんの下部に電話番号を記載しておりますので、そちらへお願いします。

5	給付割合が変更になり金額等が訂正になる時、訂正印での訂正ですか。申請書の新規作成となりますか。	原則、訂正となります。その際、返戻付せんがあれば必ず添付してください。 また訂正方法は保険者によって取扱いが異なるため、保険者へお問い合わせください。
6	同意書添付漏れで返戻されましたが、原本は保険変更前の別申請書に添付しました。写しでも良いですか。	写しで構いません。摘要欄に「保険変更の為、前保険に同意書原本添付済」等の記載をお願いします。
7	月の途中で保険が変更になった場合の申請書の記載はどうなりますか。	申請書は2つに分けて請求することとなります。摘要欄に「〇月〇日保険変更」と記載をお願いします。
8	同意書の患者の住所を間違えて記載しました。訂正はどうしたら良いですか。	保険者により取扱いが異なるため、訂正の仕方については保険者へ問い合わせをお願いします。
9	被保険者が同意書発行後に入院された。退院後に施術を受ける場合は、再度の同意が必要ですか。	6月の期間内であれば再同意の必要はありません。
10	入金日はいつになりますか。	請求先保険者により入金日が異なります。該当保険者へお問い合わせください。
11	支払保留通知書が到着して期間が経過しているが、どうなっていますか。	該当保険者へお問い合わせください。
12	医療助成分の請求はどのように請求しますか。	請求先は医療助成市町村となりますので、そちらへお問い合わせください。
13	入金口座を変更する場合は、届出等の提出が必要ですか。	届出等の提出は不要です。申請書の「支払機関欄」に変更後の取扱口座を記入してください。（しばらくの間、旧口座の振込も可能としておいてください。）

14	医療助成分の取下げ依頼書の提出先を教えてください。	提出先は医療助成市町村となりますので、そちらへ送付をお願いします。
15	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会とは。	施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員で構成されたはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会が国保連合会に設置され、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の審査を行っています。